

【緊急！】消費者トラブル注意報 第117号

長期契約に関するトラブルにご注意ください！

長期間の脱毛エステやハウスクリーニングの契約で、事業所の閉鎖や中途解約等でトラブルが生じたという相談が多く寄せられます。

長期間にわたりサービスを受けられるコースでは、契約対象となる有償の内容・期間・回数と、サービスとなる無償の内容・期間・回数に分かれていることがあります。必ず契約書面で有償の内容・期間・回数、単価、中途解約の清算ルールを確認しましょう。

□相談事例

【事例1】

無期限に脱毛エステを受けられる契約をしたが、4回通ったところで会社が倒産してしまった。お金を返してもらおうと事業者に連絡したが、有償は4回分のみ、それ以降は無償のサービスだったため、4回施術を受けた後は、中途解約も返金もできなかった。

【事例2】

水回りのガラスコーティング施行とハウスクリーニングの10年保証契約を結び、コーティング施行後は、年数回のハウスクリーニングをお願いしていたところ、急に事業所が閉鎖されてしまった。10年間、ハウスクリーニングをお願いするつもりで契約金額を支払ったのに納得がいかない。契約書を見直したところ、10年保証はガラスコーティングのみで、ハウスクリーニングは無償サービスかもしれない。

■消費者へのアドバイス

○必ず契約書面で有償の内容・期間・回数と単価、中途解約の清算ルールを確認しましょう。

※長期契約では、有償の内容・期間・回数と、サービス扱いになる内容・期間・回数に分かれていることがあります。

○支払いが続く期間・回数も意識しましょう。

○長期契約の場合は、できるだけ都度払いができるコースや店舗を選択しましょう。

○長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に。

■熊本県消費生活センター

相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日 9時～17時）

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本
電話：096-333-2308 内線：35841・35848